

平成27年8月

社会資本整備審議会

『水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～答申』

平成27年11月

『国土交通省気候変動適応計画～気候変動がもたらす我が国の危機に総力で備える～』  
公表

平成27年11月

『気候変動の影響への適応計画』閣議決定

第2部 分野別の施策の基本的方向

第2章 水環境・水資源

第2節 水資源に関する適応の基本的な施策

【基本的な施策】

(適応策の基本的な考え方)

渇水による被害を防止・軽減するための対策をとる上で前提となる既存施設の水供給の安全度と渇水リスクの評価を行い、国、地方公共団体、利水者、企業、住民等の各主体が渇水リスク情報を共有し、協働して渇水に備える。

渇水に対する適応策を推進するため、関係者が連携して、渇水による影響・被害の想定や、渇水による被害を軽減するための対策等を定める渇水対応タイムライン(時系列の行動計画)の作成を促進する。

## ○渇水対応タイムラインの検討

### 意見

- タイムラインの作成が地方自治体単位か流域単位か、どのような枠組みで行われるのか。
- 事前の準備や、取水制限等の設定は、地域の実情に応じて対応できる仕組みが望ましい。
- 取水制限の継続時間の設定は地域により異なることを考慮されたい。適切なシナリオ設定を行うには、技術的支援、情動的支援が必要である。
- 気象予測については、今後の精度向上も踏まえて活用することが望ましい。



### 対応方針

- ・ タイムラインの作成は、地域の特性や実情を把握している地方公共団体等が、協議会などの枠組みで行うという内容をガイドラインに盛り込むことを検討します。
- ・ 取水制限及び給水制限の設定等は、地域の実情を踏まえたものなるようにガイドラインに盛り込むことを検討します。
- ・ 渇水対応タイムラインの状況設定のため、外力設定の手法等をガイドラインに盛り込むことを検討します。
- ・ 気象予測の進展に注視しつつ、取水制限の前倒し等についても今後の課題として扱うべくガイドラインに盛り込むことを検討します。